

# 令和6年度

## ひたちなか市立美乃浜学園の部活動に係る活動方針

ひたちなか市立美乃浜学園

### 1 部活動の基本的な考え

部活動は、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられ実践されている。生徒にとって豊かな学校生活を経験するための有意義な活動である。さらに、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す「生きる力」を育むものである。

### 2 部活動の在り方

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 文化庁）」「茨城県部活動の運営方針（R4.12 茨城県教育委員会）」「ひたちなか市部活動の活動方針（R5.3 ひたちなか市教育委員会）」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な活動を計画するとともに、体罰や暴言、ハラスメント等の根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、部活動外部指導員を積極的に活用し、より専門的で充実した部活動の実施を目指す。

### 3 指導と体制

部活動の運営は、練習計画や練習内容を含め「安全で楽しく活動するためのルールを生徒たちに考えさせ、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

#### (1) 校内組織体制

部活動の運営を協議する校内組織体制として、「部活動運営委員会」を設置する。

#### (2) 活動計画及び実施報告書の作成

「ひたちなか市部活動の活動方針（R5.3 ひたちなか市教育委員会）」に則り、顧問は、年間計画及び毎月の活動計画を作成する。

計画表を生徒・保護者に知らせることで、活動内容の把握、安心・安全な活動の徹底を図る。また、校長へ実績報告書を提出し、生徒及び部活動顧問の負担が過度にならないよう、安心・安全な部活動の在り方について指導を受ける。（保護者へC4thやホームページで伝達）

#### (3) 活動及び日数

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活が送れるよう、学期中（授業日）は、週当たり2日以上（平日は1日以上、週末は1日以上）の休養日を設ける。

①平日は、月曜日と木曜日を部活動休養日とする。ただし、学校行事等で変更となることがある。

- ②土日は、1日以上を休養日とし、土日に大会等に参加した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- ③1日の活動時間は、平日は2時間、休日（長期休業日も同様）は3時間を上限とし、準備等の時間は含まない。
- ④学校閉庁日及び年末年始・儀式的行事日は、休養日とする。
- ⑤平日の始業前の活動は、原則として行わない。
- ⑥夏季休業中の活動日数は20日以内とする。

(4) 指導及び引率体制

- ①活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具・器具の安全な取扱いや管理・点検に努める。
- ②1年間の大会への出場の見直しを行い、総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1か月当たり1大会程度（年間12大会程度）とする。
- ③対外試合等による校外への移動については、公共交通機関（貸切バス、電車、タクシーを含む）を利用するか保護者送迎とし、集合及び解散場所は学校を原則とし、教員（部活動指導員も含む）の引率を厳守する。
- ④文化部活動における地域からの要請による地域の行事・催し物への参加については、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮し、運動部活動に準じた扱いとする。

## 4 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

【運動部】 軟式野球 サッカー 女子バスケットボール 女子バレーボール  
男子・女子ソフトテニス

【文化部】 吹奏楽 美術

【特設】 伝統文化 沢田スカシユリ自由研究班

【大会にのみ参加するために設置する運動部】 陸上競技 駅伝 柔道 水泳等

(2) 年間完全下校時刻

【平日】 部活動開始時刻は、通常16：05とする。

期 間	完全下校時刻	期 間	完全下校時刻
4月～7月、9月	17：50	11月～1月	17：00
10月	17：30	2月、3月	17：30

※**土日及び祝日**は年間を通して16：30までには終了する。

※長期休業中は16：00を完全下校時刻とする。

## 6 テスト期間中の部活動

原則として定期テスト3日前は、活動停止期間とする。

## 7 部活動に関する連絡

顧問が文書を作成し、生徒及び保護者に配付する。緊急時または軽微な内容の場合は、C4th アプリを活用し、顧問の判断で配信する。

## 8 部活動の服装

部活動時は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考慮し、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。

## 9 部活動中の事故防止

- (1) 熱中症の事故防止のため、こまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理に努める。また、本校に設置してある熱中症指数計をはじめ、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数等にも十分留意し、活動の中止や延期の対応を検討する。特に、暑さ指数 WBGT が31℃以上の場合は、活動を行わない。また、暑さ指数簡易測定器を用い、適宜確認しながら活動の目安とする。
- (2) 突然死事故防止のために、全職員が対応できるよう、AED 講習や心肺蘇生法などの研修を実施する。
- (3) 生徒のみでの活動は行わない。